

湯川村工事等公告第 2 号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び湯川村財務規則(昭和58年規則第1号)第112条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和8年7月10日

湯川村長 佐野 盛至

1	工事番号	社工第0801号
2	工事名	湯川村体育館照明設備修繕工事
3	工事場所	河沼郡湯川村大字清水田字川入3番地
4	指定工種	電気工事
5	工事の概要	湯川村体育館(昭和56年建設・RC造・延面積1,977㎡)における既設照明器具設備LED化修繕工事 ・LED器具設置(交換)計236灯 ・電灯盤2面内部及び扉交換 ・埋込スイッチコンセントワイド型交換 等
6	予定工期	契約締結の日から令和9年3月19日(金)まで
7	予定価格	事後公表とする。
8	最低制限価格	設定する。価格の公表はしない。(最低制限価格を下回る入札は失格とする。)
9	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、公告日から入札日(開札日)まで次の①から⑫に掲げる要件をすべて満たしている者であること。
	①	「令和7・8年度入札参加資格者名簿」に登録されていること。
	②	登録内容 本村に「電気工事」の工種登録がある者。
	③	所在地区分 「県内業者」及び「準県内業者」であること。 ※「県内業者」:福島県内に本社若しくは本店を有する者 「準県内業者」:福島県内に支店若しくは営業所を有する者で、当該支店若しくは営業所の代表者の見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられている者。(なお、「準県内業者」については、当該入札に係る工種において、過去に会津地方の市町村が発注した工事を元請として受注した実績を有する者に限る)
	④	建設業の許可(許可区分) 当該工種について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けていること。(当該工種の「一般建設業」又は「特定建設業」の許可を有していること。)
	⑤	技術者の配置 この工事に対応する資格を有する技術者を主任技術者として施工現場に配置できること。
	⑥	資格総合点数 電気工事の資格総合点数が750点以上であること。 ※資格総合点数とは、建設業法に規定する経営事項審査結果の該当業種の総合評点をいう。
	⑦	「湯川村工事請負契約に係る指名停止等の基準」に基づく指名停止期間中でないこと。
	⑧	村発注の工事の入札参加申込み日に市町村税の未納が確認された者については、当該契約締結日の翌日から起算して1月以上経過していること。
	⑨	工種別手持工事件数 村発注の電気工事の手持工事件数が3件以内であること。 (予定価格200万円以下の工事を除く。)
	⑩	総手持工事件数 村発注の工事の総手持工事件数が5件以内であること。 (予定価格200万円以下の工事を除く。)
	⑪	工事施工実績 同種工事の実績を有していること。(契約書の写し添付)
⑫	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。また、入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。	

入札参加の申込み		
10	① 提出書類	制限付一般競争入札参加申込書（村指定様式 村ホームページよりダウンロード可）同内容であれば自社作成可。建設業の許可証の写し、配置予定技術者の資格証の写し、市町村税納税証明書、同種工事の契約書の写し
	② 提出方法	持参又は郵送の方法により提出すること。
	③ 提出先	969-3544 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬 17 番地（湯川村公民館内） 湯川村教育委員会 社会教育課 社会教育係 電話番号 0241-27-4107
	④ 提出期限	令和8年7月10日（金）から令和8年7月24日（金）まで （土・日・祝日を除く役場開庁日の午前9時00分～午後5時00分）
設計図書等の閲覧		
11	① 閲覧場所	湯川村教育委員会 社会教育課 社会教育係（湯川村公民館事務室） ※ 設計図書等の PDF データは、村ホームページからダウンロード可
	② 閲覧期間	令和8年7月10日（金）から令和8年7月24日（金）まで （土・日・祝日を除く役場開庁日の午前9時00分～午後5時00分）
設計図書等に対する質問		
12	① 質問方法	原則として指定の質問書により、電子メール、FAX又は持参の方法により提出すること。（村指定様式については、村ホームページよりダウンロード可。なお、同内容であれば自社作成も可とする。）
	② 質問書提出先	湯川村教育委員会 社会教育課 社会教育係（湯川村公民館内） 電話番号：0241-27-4107・FAX 番号：0241-27-4107 Eメール：syakai@vill.yugawa.lg.jp
	③ 質問期限	令和8年7月21日（火） 午後5時00分までとする。
	④ 質問に対する回答方法	質問書の回答は、後日すみやかに質問者に電子メール・FAXで回答する。
13	入札参加資格の決定	令和8年7月27日（月）午後5時00分までに入札参加資格のない者へ電話連絡する。（電話連絡のない場合は、入札参加資格があるものとする。）
入札方法		
14	① 提出書類	・入札書（入札書は、封筒に同封し、封印（裏面に割印）すること。） ・委任状（代理人を立てる場合は、提出すること。）
	② 入札方法	入札会場への持参方式による「直接入札」
入札（開札）日時等		
15	① 入札（開札）日時	令和8年7月29日（水） 午前11時00分
	② 入札（開札）場所	湯川村役場 1階 「会議室」
16	入札回数	3回までとする。

17	入札の無効	<p>① 村の入札参加資格に必要な資格のない者が行った入札</p> <p>② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札</p> <p>③ その他、入札の条件又は村において特に指定した事項に違反した入札</p>
18	入札保証金	<p>入札に参加しようとする者は、この公告に示す入札日の午前9時から午前9時30分までの間に、湯川村財務規則第114条の規定により、見積りに係る入札金額の100分の5以上の額の入札保証金、又は入札保証金に係る担保として有価証券を納付又は提供しなければならない。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は免除する。</p> <p>① 村を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているものであるとき。</p> <p>② 過去2年間に国又は地方公共団体と同様の契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。（契約書の写し添付）</p> <p>※なお、「免除」に該当する場合は、入札参加申込み時に「入札保証金免除申請書」を提出すること。</p>
19	契約事項	<p>契約については、「湯川村財務規則（昭和58年規則第1号）」並びに「湯川村工事請負契約約款」に基づき契約締結する。</p>
20	契約保証金	<p>契約を締結しようとする者は、湯川村財務規則第97条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、村長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。</p> <p>① この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合</p> <p>② この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合。</p>
21	その他	<p>① 当該入札において、事故が起きた時や不正な行為があると認めた時は、入札を中止し又は延期する場合がある。</p> <p>② 当該入札公告に記載する内容のほか、入札・契約関係法令、本村の関係例規及び入札制度等について熟知のうえ入札に参加すること。</p> <p>③ 本工事に係る契約が、議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなすものとする。</p> <p>④ 本工事は、「湯川村発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領」を適用する工事であり、受注者は当該要領に定める事項について遵守しなければならない。 （積算時に「4週8休以上」を確保する場合として設計している。）</p> <p>⑤ 契約を締結した者は、その請負代金額が500万円以上となる場合は、CORINS（（一財）日本建設情報総合センターが運営する「工事实績情報システム」）に登録すること。</p> <p>⑥ その他、不明な点については、以下担当部署へ問い合わせること。 969-3544 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬17番地 湯川村教育委員会 社会教育課 社会教育係（湯川村公民館内） ・電話番号：0241-27-4107 ・FAX番号：0241-27-4107 ・Eメール：syakai@vill.yugawa.lg.jp</p>